

令和4年2月10日

各認定訓練施設代表者 様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長
神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置の延長に係る協力をお願いについて（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。令和4年2月10日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置が令和4年3月6日まで延長されました。

それを受け、同日、県対策本部会議を開催し、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を改定しました。

飲食店等に対しては、法第31条の6第1項に基づき、次のとおり要請します。

マスク飲食実施店認証店においては、以下のいずれかを選択

- ・ 5時から21時までの営業時間短縮、酒類提供は11時から20時30分まで
- ・ 5時から20時までの営業時間短縮及び酒類提供停止

それ以外の飲食店においては、20時までの営業時間短縮及び酒類提供停止

※協力金の扱いに変更はありません。

その他、添付「実施方針」のとおりお願いさせていただきます。

この難局を乗り切るため、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」
- 3 国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

問合せ先
産業労働局労働部産業人材課
技能振興グループ 上野、冠木
電話 045 (210) 5720

知事メッセージ

本県では、オミクロン株による感染の急拡大に伴い、1月21日から2月13日までの間、まん延防止等重点措置の適用を受け、感染拡大防止に総力を挙げて取り組んでいます。

しかし、新規感染者は依然としてピークアウトを見通せず、医療提供体制もひっ迫した状況に直面しており、未だ警戒を緩められる状況にはありません。

こうした状況から、本日、国は、本県を含む首都圏1都3県などに対して、まん延防止等重点措置の期間を、3月6日まで延長することを決定しました。

県民や事業者の皆さんには、引き続き、ご負担をおかけすることになり、大変心苦しいですが、次の事項にご留意いただきますよう、お願いします。

- オミクロン株は感染拡大の速度が非常に速く、誰でも感染する可能性があります。「ウイルスは身近にある」「周囲の誰もが濃厚接触者かもしれない」という強い危機感を持って、徹底用心してください。
- 特に重症化リスクの高い高齢者や、基礎疾患のある方への感染拡大防止が重要です。皆さん一人ひとりが、M・A・S・Kの基本的な感染防止対策を徹底してください。また、万一感染した際の療養生活に備え、食料や医薬品などの備蓄に努めてください。
- 飲食店には、引き続き時短要請への協力をお願いします。なお、マスク飲食実施店の認証店が21時まで時短営業を行う場合の酒類の提供時間については、2月14日から、現在の「20時まで」を「20時30分まで」に改めます。協力金の扱いに変更はありません。

県では、ひっ迫する医療機関や保健所の負荷を軽減し、重症化リスクの高い方に医療資源を集中させるため、自主療養の仕組みを、全国に先駆けて導入しました。

また、重症の病床確保フェーズを、中等症・軽症と同様、「災害特別フェーズ」に引き上げるなど、救える命を救うための医療体制強化に全力で取り組んでいます。

圧倒的な感染力を持つオミクロン株に打ち勝つためには、県民の皆さん一人ひとりの「徹底用心」が不可欠です。

この難局を乗り切るため、皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

令和4年2月10日

神奈川県知事 黒岩 祐治

特措法に基づく まん延防止等重点措置に係る 神奈川県実施方針 (令和4年2月14日～)

令和4年2月10日

まん延防止等重点措置の区域と期間

【対象区域】

県内全市町村

【期間】

令和4年2月14日（月）から
3月6日（日）まで（21日間）

まん延防止等重点措置の内容

県民向け		一人ひとりが徹底用心（マスク飲食、MASKなど基本的な感染防止対策の徹底）																
飲食店	時短等	【マスク飲食実施店認証店】 ① 5時から21時までの時短要請・酒類提供可（11時～ 20時30分 ） 協力金：2.5～7.5万円／日 ② 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金：3～10万円／日 ①と②のどちらかを認証店が選択可能																
	人数	【非認証店】 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金：3～10万円／日																
大規模集客施設等		1 テーブル4人以内 ※ 認証店である披露宴会場など（慶弔行事に使用する場合）は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、1テーブルあたりの人数制限なし																
イベント		入場整理・人数制限などの感染防止対策 業種別ガイドライン遵守 【安全計画を策定した場合】 収容定員：上限2万人 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th>5,000人以下の施設</th><th>5,000人超の施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声あり</td><td>チェックリスト公表</td><td colspan="2">5,000人を上限として収容定員の半分まで可</td></tr> <tr> <td rowspan="2">大声なし</td><td>チェックリスト公表（安全計画なし）</td><td>収容定員まで可</td><td>5,000人まで可</td></tr> <tr> <td>安全計画策定</td><td></td><td>2万人を上限として収容定員まで可</td></tr> </tbody> </table>				5,000人以下の施設	5,000人超の施設	大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可		大声なし	チェックリスト公表（安全計画なし）	収容定員まで可	5,000人まで可	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可
		5,000人以下の施設	5,000人超の施設															
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可																
大声なし	チェックリスト公表（安全計画なし）	収容定員まで可	5,000人まで可															
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可															

県民の皆さんに対して

一人ひとりが徹底用心

- 時短要請している時間以降、飲食店の利用の自粛（法第31条の6第2項）
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用の自粛（法第24条第9項）
- 生活に必要な場合を除き、県境をまたぐ移動の自粛（法第24条第9項）
 - ※生活に必要な場合の例
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、
必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、
生活や健康の維持のために必要なもの
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底（法第24条第9項）
- 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避ける、「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避（法第24条第9項）
- 感染に不安を感じる無症状者は、ワクチン接種済者を含めて検査を受けることを推奨（法第24条第9項）

飲食店・大規模集客施設等に対して

飲食店等

○営業時間の短縮(法第31条の6第1項)

【マスク飲食実施店認証店】

①5時から21時までの時短要請・酒類提供可
協力金:2.5～7.5万円／日 (11時～**20時30分**)

②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止
協力金:3～10万円／日

上記①と②のどちらかを認証店が選択

【非認証店】

5時から20時までの時短要請・酒類提供停止
協力金:3～10万円／日

○利用者の人数制限(法第24条第9項)

1テーブル4人以内

※認証店である披露宴会場など(慶弔行事に使用する場合)は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、1テーブルあたりの人数制限なし。

その際、検査対象となるのは「5人以上で座るテーブルの方(全員)」のみとなります。

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

大規模集客施設等

○入場整理・人数制限などの感染防止対策の要請
(法第31条の6第1項、令第5条の5)

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

イベントに対して

○次の人数上限の遵守を要請(法第24条第9項)

		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可	
大声なし	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可

- ※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」
- ※2 ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要
・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提
- ※3 対象者に対する全員検査を当日中に行う場合には、2万人の上限は対象外として、人数上限を収容定員までとする。

○業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)

○入場者の感染防止のための基本的な感染防止対策(法第24条第9項)

その他

【事業者全般に対して】

- 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)
- 感染対策をとりつつ、感染者等が多く発生した場合でも、ライフライン等を維持する業務の継続(働きかけ)
- 職場における感染防止のための取組み(テレビ会議の活用等)(働きかけ)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ)
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動(働きかけ)

※①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

【県機関の対応】

- 別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
 - ・ 県民利用施設は、個別の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営 等

【社会経済活動を促進する県の取組】

- かながわ旅割の事業開始は延期
- Go To Eat 食事券事業は、店内飲食での利用を控え、テイクアウトやデリバリーで利用するよう呼びかけている
 - ※ 3月22日までとされている利用期間は延長される見込み

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

令和3年11月19日（令和4年2月10日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

本方針は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針として、今後講ずべき対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

（略）

一 新型コロナウイルス感染症発生に関する事実

（１）～（５） （略）

（６）オミクロン株の発生と感染拡大

令和4年2月10日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に高知県を追加する変更を行うとともに、高知県において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を同月12日から同年3月6日までの23日間とし、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を同年3月6日まで延長し、公示を行った。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

（１）～（４） （略）

（５）オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

現在感染が拡大しているオミクロン株については、令和4年2月4日のコロナ分科会提言を踏まえ、政府、地方公共団体及び事業者等は、現行の対策に加え、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を強化するものとする。主な内容は以下のとおりである。

1) 国民への周知等

国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とすること、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること、感染リスクの高い場面・場所への外出は避けること、家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いをを行うこと、子供の感染防止策を徹底すること、高齢者や基礎疾患のある者はいつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らすこと等を促す。

2) 学校等

- ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える、又は感染が拡大していない地域では慎重に実施を検討するといった対応を行う。
- ・ 学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方公共団体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施する。また、学校の臨時休業は、感染状況を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に行い得るものであるが、感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する。
- ・ なお、大学等においても適切に対応する。

3) 保育所、認定こども園等

- ・ 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所を要請するとともに、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持する。
- ・ 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない

形での保育の実践を行う。

- ・ 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛する。
- ・ 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応する。

マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はないこと。さらに、一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用につなげる。

- ・ なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱とする。

4) 高齢者施設

- ・ 高齢者施設等の利用者及び従事者に対するワクチン追加接種を速やかに実施する。
- ・ 高齢者施設等の感染制御や業務継続について支援体制を強化する。
- ・ 高齢者施設等の利用者が新型コロナウイルス感染症から回復して退院する場合の早期受け入れや施設内の療養環境整備を行うため、医師・看護師の派遣など高齢者施設等での体制強化を図る。
- ・ レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底する。
- ・ 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討する。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底する。

5) 事業者

- ・ 緊急事態宣言の発出を待つことなく、業務継続の観点からも、

在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定する。

- ・ 事業継続が求められる業種に係る業務継続計画（BCP）の確認等を進める。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（１）～（４） （略）

（５）まん延防止

１）緊急事態措置区域における取組等 （略）

２）重点措置区域における取組等

重点措置区域である都道府県においては、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間、区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するものとする。

また、都道府県知事は、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、期間、区域、業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。

（飲食店等に対する制限等）

- ① 都道府県は、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、都道府県知事の判断による上記の重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）において、法第 31 条の 6 第 1 項等に基づき、認証店以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20 時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請するものとする。また、認証店に対しては、営業時間の短縮（21 時までとすることを基本とする。）の要請を行うこととする。この場合において、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、酒類の提供を行わないよう要

請することも可能とする（また、都道府県知事の判断によっては、営業時間の短縮の要請を行わないことも可能とする。）。

その際、命令、過料の手続に関しては、別途通知する手続に沿って行うことに留意しつつ、要請に応じている店舗との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図るものとする。

- ② 都道府県は、措置区域において、法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食も可能とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。
- ③ 上記の各要請に当たっては、都道府県は、関係機関とも連携し、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うものとする。また、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めるものとする。
- ④ 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。都道府県は、協力金支給に係る体制の強化等を図り、支給の迅速化に努めるものとする。

（施設の使用制限等）

都道府県は、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第 31 条の 6 第 1 項等に基づき、「入場をする者の整理等」

「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、令第 5 条の 5 に規定する各措置について事

業者に対して要請を行うものとする。なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場をする者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に要請を行うものとする。

(イベント等の開催制限)

- ① 都道府県は、当該地域で開催されるイベント等（別途通知する集客施設等を含む。）について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。
 - ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限 20,000 人かつ収容率の上限を 100%とする。さらに、対象者全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。
 - ・ それ以外の場合は、人数上限 5,000 人かつ収容率の上限を 50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。
- ② 都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、主催者等に周知するものとする。

(外出・移動)

- ① 都道府県は、措置区域において、法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、

上記により営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うものとする。

- ② 都道府県は、措置区域において、法第 24 条第 9 項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うものとする。また、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すものとする。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。

（その他）

- ① 都道府県は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和 2 年 4 月 22 日の専門家会議で示された「10 のポイント」、5 月 4 日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10 月 23 日のコロナ分科会で示された、

「感染リスクが高まる「5つの場面」等を活用して住民に周知を行う。

- ② 都道府県は、重点措置区域における取組として、上記の要請等の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。

（略）

（6）～（10）（略）

（別添）事業の継続が求められる事業者 （略）